2007~2008 年度 ROTARY CLUB OF TOYOKAWA HOI CLUB WEEKLY





例会日:毎週火曜日12:30 例会場:豊川商工会議所

会 長: 井指光基 幹 事: 山城康司 SAA: 笠原盛泰 会報委員長: 小野喜明

事務局: 豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所会館内 Tm0533-86-2535 Fax0533-86-8889

本年度9回 通算第1035回 平成19年9月4日(火) 晴

ゲスト 名古屋地方裁判所 刑事第2部部総括裁判官 伊藤 納さん

同 事務局総務課広報係長 鈴木英和さん

ビジター (なし)

出席報告 森下武治副委員長

会員総数	計算会員数	本日の出席者数	本日の出席率	8/21 修正出席率
5 7名	5 0名	3 4名	6 2 %	8 2 %

司会進行 大島嗣雄SAA

★会長の挨拶及び報告 井指光基会長



こんにちは。今日は、 裁判官の伊藤さんにお 越し頂いています。豊 川市のご出身で、現在 は昨年の長久手の事件 を担当されているとの

ことです。私は裁判所に2回ほど行った事があります。それはですね、昔は車で違反をしますと家庭裁判所で反則金を言われるのです。若い頃に、豊橋の家庭裁判所へ行き裁判官の前で「はい、わかりました」と返事をした覚えがあります。今日はこの後、伊藤裁判官さんより裁判員制度のお話を伺えるとのことで、どうぞよろしくお願いします。

★幹事報告

山城康司幹事

例会臨時変更のお知らせ: 渥美RC ガバナー補佐訪問例会について 新潟中越沖地震の義援金の報告について

★委員会報告

ゴルフ同好会(太田同好会幹事) 第2回コンペ開催について 堀田卓嗣会員(豊川ビジョンリサーチ) 豊川市長選の公開討論会について

★外部講師の卓話

◎講師のご紹介

堀田卓嗣会員

本日の講師の名古屋地方裁判所の伊藤納さんについてご紹介させて頂きます。伊藤さんは豊川市のご出身です。昭和28年生まれで、豊川西部中学校、時習館高校、東京大学法学部をご卒業されました。大学4年生の昭和50年10月に司法試験に合格されています。ということで、高校と大学と私の先輩になります。その後、昭和54年に東京地方裁判所の判事補、平成元年に東京地方裁判所の判事、平成7年に最高裁刑事局第2課長、平成16年に名古屋高裁の判事、現在は名古屋地方裁判所の刑事第2部部総括裁判官をされています。

実は、豊川ビジョンリサーチで今年の4月に、やはり裁判員制度についてのお話を伊藤さんより頂きました。伊藤さんは、裁判員制度について皆さんにご理解を頂きたいということで広く活動されていまして、今回の卓話を依頼したところ快諾頂きました。今日は、皆さんの会社にも関係してくることが今後考えられますので、勉強をして頂ければいいかと思います。では、宜しくお願いします。

◎「裁判員制度について」

名古屋地方裁判所

刑事第2部部総括裁判官 伊藤 納氏

ご紹介名別の で記れる を表判官を を表判的 を対しままする がいる がいる がいる に裁判を がいる がいる がいる に表判を がいる がいる に表判を がいる に表判を がいる に表判を にまままる にままる。 にはままる。 にはままる。 にはまれる。 にはる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にも



ありましたが、ひらたく言えば、刑事部に6 部あり、そのうちの1つの部の裁判長をやきさいと経歴をご紹紹介いと経歴をごとを頂きす。ながながと経歴をごとしたが、基本的に刑事事件を担当している時に民事を担当しましたが、あとは刑事事件を担当です。ずきととにたまたま携わりましたが、有難いことと思っておりまればもります。とと思っております。出土でで、豊川市ですので、豊川市で何かあればもり日でがます。といまして、自2月9日によります。は豊川市である会合にします。はもります。は豊川市である会合になってがあればもり日にある会合になってがまして、これも私

が来ることにしています。 少なくとも豊川周のとは、良田の世界をは、良田の世界では、と思ったは、と思ったは、ウラブのでは、ローおおでといるでは、リーカーをといるでである。 のたといるで色々とお話をしたこ



とがありますが、このように鐘やシンボルが しっかりしているところでお話をしますので、 私もこのように法服を着てお話をさせて頂き ます。この黒いのは何色にも染まらない、影 響を受けないということから世界的に裁判官 は黒いものを着る事になっています。

貴重な時間をお借りして裁判員制度についてお話をします。一般的に紹介はされていますが、まず我々が裁判員制度に何を期待しているかについてお話をして、本日は企業の経営者が多いということなので、従業員の方を快く出して欲しいというお話をしたいと思い

ます。

まず、一般的な話ですが、裁判員制度は国 民の有権者から無作為に選んだ6人の裁判員 が3人の裁判官とともに刑事裁判の法廷に並 んで、審理をじっくりと聞いて、最後に評議 をして判決をするという制度です。

なぜこんな制度ができたのかと皆さん考え ると思いますが、もともと刑事裁判はうまく いっていたではないかといわれています。政 府の司法制度改革審議会が法案のもとになる 議論を数年間やってきて、この制度のもとが できました。そこでの刑事裁判の現状につい ての評価も、基本的に日本の裁判はしっかり とやってきているという評価を頂きました。 だめだからこの制度をはじめるとは、私たち も思ってはいません。ただ、いろいろと言わ れてもきました。例えば、何年も掛かってや っと結論が出る事件があるのではないか。非 常にわかりにくい。言葉もわからないし、手 続きもわかりにくい。新聞報道などでも事件 が起こり犯人が捕まって裁判が始まったとい う報道を見るが、その後ずっとなくて、最後 にこんな判決になったという報道がされる。 検察官が求刑したことは報道されますが、そ の間にどのような審理が行われ、どのような 問題点が審理の対象になったのか、証人、証 拠物、証拠書類などわからないままで報道が 済んでしまうことが多い。そのような意味で ブラックボックスになっていることはないだ ろうか。遅い、わかりにくい、結論はちゃん とやっているけど、それでいいのだろうか。 これは、大きな流れとして、わが国では最近、 政治改革、行政改革、経済の改革がありまし た。考え方としては規制緩和、明確なルール の設定と自己責任の原則、それによって自由 に規制緩和をしてトラブルは事後的にチェッ クをするという国の形がイメージされました。 そうすると自己責任の社会で、基本的に自由 にやって下さいとなるのですが、そのために は、しっかりしたルールがないといけない訳 です。そういう意味で司法部の裁判所がしっ かりドーンと構えて、国民の中に信頼がない と自由なことも出来ないということになると 思います。それで色んな分野の改革の最後に、 司法制度改革が議論されまして、このような 形になってきました。民事訴訟での改革、行 政訴訟での改革、裁判の分野でもいろいろあ りますから、他の改革と並行して議論されま した。ご存知なところでは、法曹養成制度に

ついても改革されまして、新しい司法試験制度とか法科大学院の制度とか導入されて、これはすでに動き始めています。法曹人数を増やさないといけない。先ほどの話に繋がりますが、自己責任でやっていくとトラブルももさいというないという流れないとはないという流れから、法律家を増いますといったことも法律的に解決をはでいないという流れからになってきていますといけないという流れからになってきていますという流れで、あるいは専門家だけに任せておいて良いの本来的な作用にも国民が直接に参加、司法の本来的な作用にも国民が直接にされたもけです。

外国を見て直ぐに思い浮かぶのが、陪審制度ですね。アメリカやイギリスなどが採っている制度です。陪審制度も研究してきました。私自身もアメリカの制度とカナダの制度とカナダの制度を際に行って見て来ました。陪審制度は歴史的に定着してきている点ではそれなりのはこれではですが、日本に直接持ってくるわけにをあると私の問人的な結論をいます。12人の陪審員が議論してもあると報告を出す。どのような研究者によって議論してくれたのだろうかにもあります。そのような意味ではどうかなと思います。

では、他にはないのかといいますと、ヨーロッパでは参審制度がありまして、3人の裁判官と4人の参審員が一緒に有罪か無罪かの議論をして、有罪である場合には刑も決めるということです。これの方が馴染みやすいのではないかと議論がされました。ただ問題は、例えばドイツだと4年間も参審員を固定してお願いし、選任過程は無作為ではなく、色んな団体から推薦され選ばれた人がなりますので、国民の直接の意見を聞くという意味からすると、本来の国民の意見が反映されないということになります。

裁判員制度は、いろんな制度を参考にした上で決められました。ひとつの事件に、国民の中から無作為に選ばれた人に、その事件のためだけに来てもらうという意味と、裁判官とともに議論して結論を出して、理由も今までと同じように書いた判決書にするということです。参審制度と陪審制度の良いところを

持ってきた。ただなかなか難しいところもあ るということで、他の国の研究者も注目して いるところです。我々法律家は、うまくいく ために、色んなことを研究しあっているとこ ろであります。一番の目標というのは、犯罪 事実があったかどうか、ということで証拠を 調べてこの事実があったかどうかという作業 は、これは法律家の目というよりも、むしろ 一般市民の目で我々自身も見ているんですね。 この証拠があったら充分と言って良いかどう か。一般人が社会的活動をするなかで、必ず 作業としては行っていることだと思います。 経営のことは分かりませんが、次にどのよう にするべきなのかという時に、必ず議論しな ければなりません。リスクのある選択をする かという時には、これで充分かどうかという 判断をしていると思います。そのように蓄積 された判断を、この裁判に生かして頂きたい と思います。裁判のルールというものがあっ て、法廷で調べた証拠しか判断をしてはいけ ないといったルールはありますが、基本的に 人を処罰する前提の事実があった場合に何が 必要かを考えることは、一般市民に共通した ものがあると思います。それを評議の場で存 分に生かして頂き、議論して安定した結論を 出す。裁判官は、いろいろと勉強しています が、基本的に法律の勉強をしてきた自信はあ っても、社会経験からいうとかなり限られて いるかもしれません。同じような教育を受け て、同じようなキャリアを積んできたことに 対して、全然違った業種の人たち、違った社 会経験を経た人たちが、事件に対して意見を 言って頂けると裁判官も、その方向から考え てみようと思うし、かりに同じ結論になると しても、ちょっと違った目で見てもやっぱり そうだということになれば、判断がより確実 なものになると思うのです。そういう意味で、 より納得のいく裁判、より血の通った裁判に もなると思います。我々は仕事としてやって いると、同じような事件が頭に残るんです。 似ている事件だと、似ている事件と同じよう にという正義の中身だと思いますが、あまり 不公平があってはならないと思います。でも 見逃してはいけない特別な事情もありますの で、それを初めてみる目で見たときに、見え てくるものがあると思います。それに沿った 判断が出来れば、より人間味のある判断がで きるのではないかと思います。そのような意 味でも、裁判員制度に非常に期待をしていま

す。素朴なアイデア、素朴な発言が出てくる ように裁判をしたいと思っています。

国民にある程度負担をして頂きながらも良 い制度にするということで、法曹三者の裁判 官と検察官と弁護士会は、いろいろと研究し あっています。新しい制度で「公判前整理手 続」が出来まして、先ほど会長さんが言われ た長久手の事件は、まだ公判は開いていない のですが、今までの裁判だと、まず第1回期 日を開いて、第2回、第3回、第4回と詰め たとしても月に2回のペースで期日を入れて いました。新しい制度では、公判を開く前に、 まず三者が集まって、この事件をどう立証し ていくか、弁護人としても被告人の立場から どう防御していくのか、何を問題にしていく のか三者がやりあって、骨格を決めて、この 証人とこの証人は必要だとか、何期日で何時 間必要かということを全部決めて予定を立て て、最後まで見通した期日まで決めるという 制度で、三者それぞれが問題を考えて、はや く定着させていこうと考えています。これを 定着させて、裁判員制度もこれに乗せる形で 運営していこうと思っています。

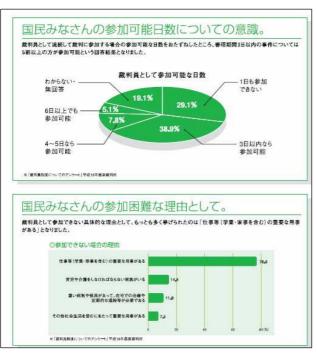
次に、裁判員の選任手続きについてお話をさせて頂きます。本日の資料として配布しているパンフレットですが、選任手続きについて特集しています。選任手続きについて流れが図解されています。

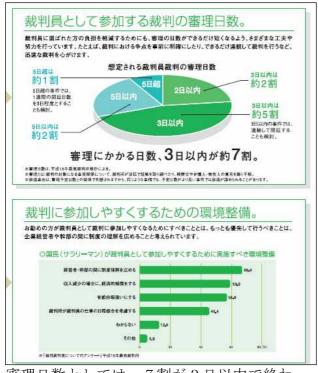
裁判員制度をうまくやるには、公平な裁判 員をしっかりと確保しなければならないとい

うことになります。まず12月ごろに次の年の 裁判員候補者の名簿を作成します。事件数か ら考えて全国で約37万人になります。この数 は事件数にもよりますので毎年変わります。 次に名簿が出来た時に名簿に載りましたと一 人一人に通知をします。通知とともに調査票 を送ります。お尋ねすることはパンフレット にも書かれておりますが、就職禁止事由とい うものが法律で定められております。例えば 自衛官や警察官は、常時職務についてもらわ ないといけないということから裁判員にはな ることができません。そして法律家もそうで す。学生や70歳以上の方が辞退を希望するか なども調査します。次に事件ごとに、その名 簿の中からくじで裁判員候補者を選定して選 定された方には呼出状が送付され、それとと もに質問票も一緒に同封されます。質問事項 はパンフレットに書かれています。その質問 票のやりとりなどで、重要な事項があって裁 判所に出て行けない場合には理由を聞き、法 律の辞退事由にあたるかどうかを裁判所が判 断します。このような手続きをするのは、や はり公平ということと、負担を出来るだけ少 なくすることです。それから裁判員制度の趣 旨が一般国民の直接の声を聞くということで、 出来る限り広い方々から出てきて頂くことを 原則としているからです。辞退事由は法律で 決まったものしか認めませんということにな っています。もし選ばれたら国民の義務と思 って、それに応じていただきたいと思います。



出て行くだけで済む方もありますし、実際に選ばれる場合もあります。選任手続きをするという当日に、呼出状を受け取った人は、裁判所に出て行って頂き、そこで当日用の質問票に記載して、そのあとに裁判官3人と検察官と弁護士と面接をします。最終的に残った人の中からくじで6人が選ばれます。事件によって長引く場合には、補充裁判員といってさらに最大6人の合計12人が選ばれますが、めったにはありません。





審理日数としては、7割が3日以内で終わっています。国民の参加可能日数は3日以内と答えています。環境整備についても参加困難

な理由の多いものは、仕事と答える方が多かったです。そういう意味で日程調整をいろいろとやって、経営者や幹部に理解があって、休暇制度があれば3日程度ならやっても良いと思っている人が増えています。

裁判員制度のQ&Aで「仕事が忙しいとい う理由で辞退は認められますか?」というこ とですが、読み上げますと「裁判員制度は、 広く国民の皆さんに参加してもらうことで初 めて成り立つ制度です。辞退事由は、①広く 国民に参加してもらうという要請と、②国民 の負担が過重になることを避ける要請とのバ ランスに配慮して定められます。仕事に関連 する辞退事由として、法律は「その従事する 事業における重要な用務であって自らがこれ を処理しなければ当該事業に著しい損害が生 じるおそれがあるものである」と定めていま す。(裁判員法 16 条 7 号ハ)。個々のケースで 辞退が認められるかについては、裁判員候補 者から具体的な事情をお聞きした上で、各裁 判所が判断します。」と書かれています。当該 事業に著しい損害を生じるとありますが、こ の著しいというのがこれから問題になってく ると思います。私たちは、このような判断は 初めてなのです。今までは犯罪があったかど うかという判断なのですが、この社会生活上 の重要な業務で著しい損害があるかどうか、 的確に判断をしないと、国民にあまりにも無 理なことを言ってしまってはいけないし、あ まりにも簡単に認めて、時間に余裕のある人 ばかり集まったのでは裁判員制度がうまくい きません。みんなが少し負担を我慢しあって 実現する制度だと思っています。私達も、そ の判断のさじ加減をうまくやっていかないと いけないと思っています。そのためにも、こ のような機会に、よく実情をお聞きしてこれ からの判断に役立てていきたいと思います。 今日はどうもありがとうございました。

裁判員制度に関するホームページ http://www.saibanin.courts.go.jp/

★ニコニコボックス

◎その他

福井信明さん 先週のお車代を頂きました

会報担当者:小野喜明会員 このウィークリーは再生紙を使用しています。